

## セーフティネット保証

経営安定関連特別融資（セーフティネット保証）は1～8号の認定基準に該当される方が対象となります

条 項	及 び	要 件
<b>1号（連鎖倒産防止）</b>		
経済産業大臣が指定する民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者（以下当該事業者）に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者が対象		
(要件)		
・当該事業者に対し50万円以上の売掛債権等を有している中小企業者 ・当該事業者に対し50万円未満の売掛債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者		
<b>2号（取引先企業のリストラ等の事業活動の制限）</b>		
経済産業大臣が指定する生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者（以下当該事業者）と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者が対象		
(要件)		
・当該事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上(※)の見込みである中小企業者 ・当該事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上(※)の見込みである中小企業者 ・当該事業者の近隣に事業所を有しており、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上(※)の見込みである中小企業者 ※平成14年3月より、マイナス10%以上に緩和中		
<b>3号（突発的災害（事故等））</b>		
経済産業大臣が指定する地域内の突発的災害（事故等）の発生に起因して売上等が減少している中小企業者が対象		
(要件)		
・指定地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上の見込みである中小企業者		
<b>4号（突発的災害（自然災害））</b>		
経済産業大臣が指定する地域内の突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上等が減少している中小企業者が対象		
(要件)		
・指定地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上の見込みである中小企業者		

条 項	及 び	要 件
<b>5号（業況の悪化している業種）</b>		
経済産業大臣が指定する業況の悪化している業種に属する中小企業者が対象		
(要件)		
・指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者 ・指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入れ価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者		
<b>6号（取引金融機関の破綻）</b>		
破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者が対象		
(要件)		
・破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者		
<b>7号（金融機関の経営合理化）</b>		
金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入が減少している中小企業者が対象		
(要件)		
・経済産業大臣が指定する経営の相当程度の合理化を実施している金融機関に対する取引依存度が10%以上で、当該金融機関からの直近借入残高が前年同期比マイナス10%以上で、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している中小企業者		
<b>8号（RCC等に債権譲渡）</b>		
RCC（整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な中小企業者が対象		
(要件)		
・金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少し、適切な事業再生計画を作成し、RCCに対する債務について返済条件の変更を受けている中小企業者		

※平成28年4月1日現在のものです。

（最新の情報や対象業種等は中小企業庁HPにて公表されております。）